

## 付則 UF

### アンパイア制フリート・レース

[ANIORU' S 2026]版

2025年2月版

アンパイア制フリート・レースは、本付則によって変更された『セーリング競技規則』に基づいて行われなければならない。レースはアンパイア制で行わなければならない。UF1での規則変更は、用意された選択肢のみが使用され、大会またはステージが以下の制限に従うという条件で、規定20.3(d)(ii)に基づきWorld Sailingによって承認された。

1. フリート・サイズは最大25艇とする。
2. アンパイア船対艇の比率は最大1:5とする。ただし推奨される比率は1:3である。特に、能力が均衡したフリートのアンパイアを行う場合、またはコースの設定によってフリートが広いエリアに分散する場合に推奨される。
3. 主催団体が、最大のフリート・サイズまたは最大比率がこれらの限度を超える場合にUFの使用を望む場合には、事前にWorld Sailingの承認を得なければならない。申請は、[rules@sailing.org](mailto:rules@sailing.org)に送付すること。

これらの限度は、大会またはステージの開始時点のフリート艇数に適用される。主催団体またはレース委員会は、これらの限度を回避するために意図的に大会またはステージを操作することはしない。

フリートがこれらの限度を超える大会の主催団体は、「アンパイア・オブザーブ制」の使用を選択することができる。これに関する標準的な帆走指示書の文言は、[www.sailing.org/racingrules](http://www.sailing.org/racingrules)で入手できる。

本付則は、レース公示で言及され、すべての競技者が入手できるようにされた場合にのみ適用される。

#### UF1 定義、第1章と第2章の規則、および規則70の変更

##### UF1.1 定義『プロパー・コース』に以下を追加する。

ペナルティーを履行している艇またはペナルティーを履行するために操船している艇は、**プロパー・コース**を帆走していない。

##### UF1.2 規則2に以下を追加する。

「**レース中**、艇は、アンパイアからのペナルティーの信号を受けなければ、ペナルティーを履行する必要はない」

##### UF1.3 新規則7を第1章に追加する。

###### 7 最後の確かな点

アンパイアは、艇の状態または他艇との関係が変わったと確信を持つまでは、それらは変わっていないとみなす。

##### UF1.4 削除

- UF1.5** 規則 20 が適用される場合、声をかけることに加えて以下の腕信号が必要とされる。
- (a) 「ルーム・トゥ・タック」については、風上の方向を繰り返しはっきりと指すこと。
  - (b) 「ユー・タック」については、繰り返しはっきりと、相手艇を指して腕を風上方向へ振ること。
- UF1.6** 規則 70.1 を次のとおり変更する。
- 規則 70.3 が適用される場合を除き、審問の**当事者**は、規則 69 に基づくプロテスト委員会の判決またはその手順に対してのみ各国連盟に上告することができる。ただし、認定された事実に対しては上告できない。
- UF1.7** 規則 70.2 を削除する。
- UF1.8** **試行規則**  
削除

## UF2 他の規則の変更

- UF2.1** 規則 28.2 を以下のとおり変更する。

### 28 コースの帆走

- 28.2** 艇は、次のマークを回航し終えていないか、または**フィニッシュ**するためにフィニッシュ・ラインを横切っていない場合に限り、**コースの帆走**の誤りを正すことができる。

- UF2.2** 削除

- UF2.3** 削除

## UF3 水上での抗議とペナルティー

### UF3. 1 規則44. 1を以下のように変更する。

「**レース中**に、1件のインシデントで1つかそれ以上の第2章の規則（その艇が傷害または重大な損傷を引き起こした場合の規則14を除く）、規則31または規則42に違反したかもしれない艇は、ペナルティーを履行することができる。ただし、

- (a) 艇が同一のインシデントで第2章の規則と規則31に違反した場合、規則31違反によるペナルティーを履行する必要はない
- (b) その艇が傷害や重大な損傷を引き起こしたり、違反により、ペナルティーを履行したとしてもそのレースまたはシリーズにおいて明らかに有利となった場合には、その艇のペナルティーはリタイアすることでなければならない。」

### UF3. 2 規則44. 2におけるペナルティーとは、『1回転ペナルティー』である。

### UF3. 3 艇による水上での抗議とペナルティー

- (a) **レース中**、艇は自らが関与したインシデントに対して第2章の規則（規則14を除く）に基づき、または規則31もしくは規則42に基づき、最初の妥当な機会に赤旗を目立つように掲揚することにより他艇を抗議することができる。旗は、そのインシデントに関与した艇が自発的にペナルティーを履行する前、またはその後もしくはアンパイアの判定後の最初の妥当な機会に降下しなければならない。
- (b) 規則UF3. 3(a)の規定に従って抗議する艇には、審問を受ける資格はない。その代わり、インシデントに関与した艇は、自発的にペナルティーを履行することにより規則違反を認めることができる。規則に違反し免罪されない艇が自発的にペナルティーを履行しない場合には、アンパイアは、そのようななどの艇にも、ペナルティーを課すことができる。

### UF3. 4 アンパイアが発議するペナルティーと抗議

- (a) 艇が以下のいずれかの場合、
  - (1) 規則31に違反し、ペナルティーを履行しない。
  - (2) 規則42に違反した。
  - (3) ペナルティーを履行したにもかかわらず有利になった。
  - (4) スポーツマンシップの違反を犯した。
  - (5) 規則UF3. 6に従わない。
- アンパイアは、他艇による抗議なしに、規則UF3. 5(b)、またはUF3. 5(c)に従って信号を発することにより、ペナルティーを課すことができる。艇がペナルティーを履行しないか、不正確に履行したために規則UF3. 4(a) (5)に基づきペナルティーを課された場合、元のペナルティーは取り消される。
- (b) 自ら目撃したか、またはあらゆる情報源から受け取った報告を基に、艇が、規則UF3. 6または規則28、または規則UF3. 3(a)に挙げられた規則、以外の規則に違反したかもしれないと判定したアンパイアは、規則60. 1に基づく処置を求めてプロテスト委員会に通知することができる。ただし、アンパイアは、損傷や傷害がある場合を除き、規則14違反の申し立てをプロテスト委員会に通知することはない。
- (c) 艇が規則UF2. 1(規則28. 2)に従わない場合、アンパイアは規則UF3. 5(c)に基づきその艇を失格としなければならない。

## UF3. 5 アンパイアの信号

アンパイアは、以下のとおりに判定の信号を発する。

- (a) 長音1声と共に掲揚する緑色と白色の旗は、「ペナルティーを課さない」ことを意味する。
- (b) 長音1声と共に掲揚する赤色旗は、「ペナルティーが課された、または未履行のままである」ことを意味する。アンパイアはそのような艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。
- (c) 長音1声と共に掲揚する黒色旗は、「艇を失格とする」ことを意味する。アンパイアは失格とした艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。

## UF3. 6 ペナルティーが課された場合

- (a) 規則UF3. 5(b)に基づきペナルティーを課された艇は、ペナルティーを履行しなければならない。
- (b) 規則UF3. 5(c)に基づき失格とされた艇は、もはやレース中ではない。速やかにコース・エリアを離れなければならない。

## UF4 レース委員会の処置

### UF4. 1

レース委員会は、フィニッシュ・ラインにおいて競技者に各艇のフィニッシュ順位または得点記録の略語を通知する。これを行った後レース委員会は、速やかに音響1声とともにB旗を掲揚する。B旗は少なくとも2分間掲揚され、その後音響1声とともに降下される。レース委員会が、フィニッシュ・ラインにおいてB旗掲揚中に通知した得点情報を変更する場合には、音響1声とともにL旗を掲揚する。B旗は、変更が行われた後少なくとも2分間、掲揚を続ける。

## UF5 抗議、救済または再開の要求、上告、その他の手続き

### UF5. 1

アンパイアが処置したこと、処置しなかったことについて、いかなる種類の手続きも行うことはできない。

### UF5. 2

以下のいずれかを行おうとする艇は、

- (a) 規則UF3. 6または規則28、または規則UF3. 3(a)に挙げられた規則、以外の規則に基づき他艇を抗議する
- (b) 損傷または傷害を引き起こした接触があった場合に、規則14に基づき他艇を抗議する
- (c) 救済を要求する

赤色旗の掲揚やプロテストの声掛けをする必要はなく、下記の方法でレース委員会に通知しなければならない。

B旗の掲揚前または掲揚中にレース委員会に声かけする。

### UF5. 3

レース委員会は、規則UF5. 2に基づき伝えられた抗議または救済要求について、プロテスト委員会および抗議された艇に速やかに通知する。

- UF5. 4** プロテスト委員会は、規則 60.1に基づき艇を抗議することができる。ただし、規則 UF3.6、規則 28、規則 UF3.3(a)に挙げられた規則、または損傷や傷害がない場合の規則 14の違反に対しては、艇を抗議することはない。
- UF5. 5** テクニカル委員会が規則 60.1に基づいて抗議するのは、艇または個人装備が、クラス規則、規則 50、または大会の装備規定に適合していないと判断した場合のみである。
- UF5. 6** 規則 UF5.2 に規定された抗議締切時刻は、規則 UF5.4 および UF5.5 に基づく抗議にも、それが認められている場合、適用される。正当な理由がある場合には、プロテスト委員会はその時間を延長しなければならない。
- UF5. 7** 審問
- 規則 69.2に基づく審問を除き、
- (a) 抗議および救済要求は書面である必要はない。
  - (b) プロテスト委員会は、適切と考える方法で当事者に通知し、審問の予定を決めることができ、口頭でこれを伝えることができる。
  - (c) プロテスト委員会は、適切と考える方法で証言を取り、審問を進めることができ、その判決を口頭で伝えることができる。
  - (d) 1艇または複数の艇の得点を変更するプロテスト委員会の判決は、全ての艇に伝達されなければならない。
- UF5. 8** 規則 60.5 を削除し、次のとおり変更する。
- プロテスト委員会は、艇がある規則に違反し、それが免責されないと判断した場合、失格以外のペナルティーを課すことができる（ペナルティーを課さないことを含む）。艇がレース中でないときに規則に違反した場合、プロテスト委員会は、ペナルティーをそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに適用するか、または他の調整を行うかを決定しなければならない。
- UF5. 9** 規則 63.7(b)を「審問の**当事者**は、審問の再開を要求することはできない」に変更する。
- UF5. 10** 規則 61.4(b)(1)を削除する。